

大村市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人一人が互いの個性や性の多様性を認め合い、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、人生を共にしたいパートナーと安心して生活することができるよう、パートナーシップの宣誓に関する制度（以下「パートナーシップ宣誓制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した2者の一方又は双方が、性的指向が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティが出生時に届けられた性別と異なる者であるときの当該2者の関係をいう。
- (2) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (3) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップにある2者（以下「当事者」という。）が、市長に対し、パートナーシップにあることを誓い宣言することをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 当事者の一方が、市内に住所を有し、又は宣誓の日から3月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、かつ、宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 当事者の双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）の関係でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は、この限りでない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において自ら記入したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができるものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓をしようとする日前3月以内に作成されたものに限る。）

(2) 独身証明書その他の現に婚姻をしていないことを証する書類（宣誓をしようとする日前3月以内に作成されたものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する際は、本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかの書類を提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、当該宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため市長が適当と認めるもの

4 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時、場所その他必要な事項について事前に市長と調整を行うものとする。

（宣誓書の記載における配慮）

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書に戸籍上の氏名に代えて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって、当該氏名に代えて社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができるものとする。

2 宣誓をしようとする者は、当事者の一方又は双方と生計を一にする子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、宣誓書に当該子に関する情報の記載を希望するときは、当該子との関係が確認できる書類を市長に提出するものとする。

（受領証の交付）

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該宣誓をした者に対し、大村市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓をした者が第3条第2号に掲げる要件（市内に住所を有していることを除く。）に該当するときは、当該宣誓をした者に対し、受領証に代えて転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により受付票の交付を受けた者は、本市に転入したときは、転入届（様式第4号）に受付票及び住民票の写しその他の本市に転入したことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出をした者が本市に住所を有することを確認したときは、当該届出をした者に対し、受領証を交付するものとする。

（受領証の再交付）

第7条 受領証又は受付票（以下「受領証等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等を紛失し、又は毀損し、若しくは汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第5号）により、受領証等の再交付を市長に申請することができるものとする。この場合において、紛失した場合を除き、宣誓者は、既に交付を受けた受領証等を市長に返還しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による申請をする者に係る本人確認について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該申請をした者に対し、受領証等の再交付をするものとする。

(宣誓事項の変更の届出)

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号)に当該変更内容が確認できる書類及び受領証等を添えて市長に届け出なければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による届出をする者に係る本人確認について準用する。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該届出をした者に対し、新たに届出の内容に基づく受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第7号)により市長に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 当事者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき(一時的に市内に住所を有しない場合その他市長が認める場合を除く。)

(4) 次条の規定により宣誓が無効となったとき。

(5) 第11条の規定により受領証等の交付の取消しを受けたとき。

(6) 受領証等の紛失により再交付を受けた者が、紛失した受領証等を発見したとき。

(無効となる宣誓)

第10条 宣誓書の内容に虚偽があったとき又は不正な手段により受領証等の交付を受けたことが判明したときは、当該宣誓は、無効とする。

(交付の取消し)

第 1 1 条 市長は、宣誓者が受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したときその他宣誓者として不相当と認めるときは、受領証等の交付を取り消すことができる。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 1 0 月 1 1 日から施行する。